

岡山県公報

発行
岡山県



目次

担当課（室）

目次

担当課（室）

【規則】

- 麻薬及び向精神薬取締法施行細則及び覚醒剤取締法施行細則の一部を改正する規則
- マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行細則の一部を改正する規則

（以上県例規集登載）

【告示】

- 公金事務の委託
- 精神通院医療を担当する医療機関の指定
- 精神通院医療を担当する医療機関の指定の更新
- 知事指定薬物の指定
- 指定障害福祉サービス事業者の指定
- 〃
- 〃
- 都市計画下水道の事業計画の変更認可

【公告】

- 県営土地改良事業の工事完了
- 基本測量の実施
- 公共測量の終了
- 開発許可を受けた開発行為に関する工事

医薬安全課

建築指導課

中山間・地域振興課

健康推進課

〃

医薬安全課

指導監査課

〃

都市計画課

耕地課

監理課

〃

建築指導課

の完了

〃

- 公共施設に係る開発行為に関する工事の完了
- 一般競争入札の実施
- 随意契約の相手方の決定

【公安委員会】

- 交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区に関する規則の一部を改正する規則

（県例規集登載）

【正誤】

- 交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区に関する規則の正誤

（県例規集登載）

用度課

〃

地域課

〃

| | |
|-------------------|--|
| 氏名 (法人にあつては名称) | |
|-------------------|--|

に改める。

様式第八号中 「法人にあつては名称」及び代表者の氏名

「法人にあつては名称」及び代表者の氏名

に改める。

様式第九号中 「氏名」

「氏名」

に改める。

様式第十号及び様式第十一号中 「法人にあつては名称」及び代表者の氏名

「法人にあつては名称」及び代表者の氏名

に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の麻薬及び向精神薬取締法施行細則及び覚醒剤取締法施行細則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

◎岡山県規則第七号

マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和八年三月六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行細則の一部を改正する規則

マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行細則（平成二十七年岡山県規則第二十一号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

マンションの再生等の円滑化に関する法律施行細則

第一条中「マンションの建替え等の円滑化に関する法律（）」を「マンションの再生等の円滑化に関する法律（）」に、「マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行令」を「マンションの再生等の円滑化に関する法律施行令」に、「マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行規則」を「マンションの再生等の円滑化に関する法律施行規則」に改める。

第二条の見出し中「除却」を「除却等」に改め、同条第一項中「第四十九条第一項第三号」を「第七十六条の二十五第一項第三号」に、「第一百零二条第二項第一号」を「第六十三条の五十六第二項第一号」に改め、同条第二項中「第四十九条第二項第三号」を「第七十六条の二十五第二項第三号」に、「第一百零二条第二項第二号」を「第六十三条の五十六第二項第二号」に改め、同条第三項中「第一百零二条第一項」を「第六十三条の五十六第一項」に、「第四十九条第一項第二号」を「第七十六条の二十五第一項第二号」に改める。

第三条の見出し中「容積率」の下に「又は各部分の高さ」を加え、同条中「第五十二条第一項」を「第七十六条の三十第一項」に改め、同条第二号中「第一百零二条第三項」を「第六十三条の五十六第三項」に改め、「並びに省令第四十九条第一項又は第二項の申請書に添えた書類のうち、知事が必要と認める図書又は書面」を削り、同条中第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 省令第七十六条の二十五第一項又は第二項の申請書に添えた書類のうち、知事が必要と認める図書又は書面

第六条中「第一百零二条第一項」を「第六十三条の五十六第一項」に、「第一百五条第一項」を「第六十三条の五十九第一項」に改める。

附 則

この規則は、令和八年四月一日から施行する。

◎岡山県告示第九十一号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十三条の二第一項の規定により、同条第二項に規定する指定公金事務取扱者に公金事務を次のとおり委託した。

令和八年三月六日

岡山県知事

伊原木

隆

太

一 指定公金事務取扱者の名称及び事務所の所在地

一般財団法人地域総合整備財団

東京都千代田区麴町四丁目八番一号

二 指定をした日

令和八年二月十九日

三 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入

地域総合整備資金の貸付けに係る償還金及び償還金に係る遅延損害金

四 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳出

地域総合整備資金の貸付金

五 委託をした日

令和八年二月十九日

六 公金事務を取り扱う期間

令和八年二月十九日から令和八年十二月三日まで

◎岡山県告示第九十二号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により、精神通院医療を担当する医療機関を次のとおり指定した。

令和八年三月六日

指定した医療機関

岡山県知事 伊原木 隆 太

名称

所在地

指定年月日

あなぶきケアサービス倉敷訪問看護ステーション

倉敷市日ノ出町一―五―七

令和八年三月一日

◎岡山県告示第九十三号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により指定を受けた次の精神通院医療を担当する医療機関について、同法第六十条第一項の規定によりその指定を更新した。

令和八年三月六日

指定を更新した医療機関

岡山県知事 伊原 隆 太

名称

所在地

更新年月日

ゆたか薬局

倉敷市真備町川辺二〇〇〇一

令和八年三月一日

◎岡山県告示第九十四号

岡山県危険な薬物から県民の命とくらしを守る条例（平成二十七年岡山県条例第十七号。以下「条例」という。）第十二条第一項の規定により、知事指定薬物を次のとおり指定する。

令和八年三月六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 知事指定薬物の名称

- 1 (八R)―N・N―ジエチル―六―メチル―「四―(トリメチルシリル)ベンゾイル」―九・十―ジデヒドロエルゴリン―八―カルボキシアミド（通称名一SBLSD）及びその塩類
- 2 ー「ー」（三―クロロフェニル）シクロヘキシル」ピペリジン（通称名三C1―PCP、三―Chloro―PCP）及びその塩類
- 3 四―メチル―「二―メチルフェニル」―二―（ピロリジン―「イル」）ペンタン―「オン」（通称名二me―PiHP、二me―PHiP、二―methyly―α―PiHP、二―methyly―α―PHiP）及びその塩類
- 4 プロパン―「イル」―「二―フェニルエチル」―「H―イミダゾール―五―カルボキシラート」（通称名I sopropoxate）及びその塩類

二 指定の理由

条例第二条第六号に規定する薬物に該当し、県内において濫用されるおそれがあると認められるため

附 則

この告示は、令和八年三月七日から施行する。

令和8年3月6日 岡山県公報 第12783号

◎岡山県告示第九十五号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項の規定により、次の指定障害福祉サービス事業者を指定した。

令和八年三月六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

@くるー津山

2 所在地

津山市小田中二二〇六番地一四

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

株式会社えすわーく

2 主たる事務所の所在地

津山市小田中二二〇六番地一四

三 指定年月日

令和八年三月一日

四 事業所番号

三三一〇三〇〇九〇四

五 サービスの種類

行動援護

◎岡山県告示第九十六号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項の規定により、次の指定障害福祉サービス事業者を指定した。

令和八年三月六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

キープきずなヘルパーステーション

2 所在地

総社市中央二丁目五番一一五

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

特定非営利活動法人キープきずな

2 主たる事務所の所在地

総社市中央二丁目五番一一五

三 指定年月日

令和八年三月一日

四 事業所番号

三三一〇八〇〇五五六

五 サービスの種類

同行援護、行動援護

◎岡山県告示第九十七号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項の規定により、次の指定障害福祉サービス事業者を指定した。

令和八年三月六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

就労継続支援B型事業所悠々

2 所在地

笠岡市美の浜五―六七

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

株式会社悠々

2 主たる事務所の所在地

広島県福山市春日町浦上七〇二番地四

三 指定年月日

令和八年三月一日

四 事業所番号

三三一〇五〇〇五一

五 サービスの種類

就労継続支援B型

◎岡山県告示第九十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、高梁都市計画下水道事業高梁公共下水道の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和八年三月六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

| | | | | |
|-----|------------------------|-----------|---------------------------------------|--------------------------------|
| 高梁市 | 施行者の 名称 | 事業の種類及び名称 | 事業施行期間 | 事業地 |
| | 高梁都市計画下水道 事業高梁公共下水道 | | 昭和五十三年三月七日 から 令和十二年三月三十一 日まで | 収用の部分 変更なし 使用の部分 該当なし |

〔八二〕 県営土地改良事業の施行に伴う工事が完了した。
令和八年三月六日

建設部
地区名
(西原)

農地防災
工種

岡山県知事

伊原木

隆太

完了年月日
令和六・六・二八

〔八三〕測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第一項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があつた。

令和八年三月六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

| | |
|--------------------------------|-------|
| 津山市、真庭市、 真庭郡新庄村及び 苫田郡鏡野町 | 測量区域 |
| 基本測量（空中写真撮影及びオ ルソ作成） | 測量の種類 |
| 令和八年四月二十三日から 令和九年三月三十一日まで | 測量期間 |

〔八四〕測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、国土交通省中国地方整備局鳥取河川国道事務所長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

令和八年三月六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

| | |
|-------------------------|-------|
| 鳥取県八頭郡智頭町、美作市及び勝田郡奈義町地内 | 測量区域 |
| 公共測量（航空レーザ測量） | 測量の種類 |
| 令和八年二月十三日 | 終了年月日 |

〔八五〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による
開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和八年三月六日

岡山県知事

伊原木

隆

太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市久代字難波尻五〇一二番九、五〇一二番一〇

二 許可を受けた者の住所及び氏名

岡山市北区今保五五二番地二一コーポシヤトル二〇五

平野 桃花

平野 陽気

三 許可年月日及び許可番号

令和七年十一月十七日岡山県指令建指第一九四号

〔八六〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和八年三月六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市西阿曾字流七五番三、七六番一、七七番一、八一番一、字村後八二番、八三番一、八四番一、八四番二、八五番一、八五番二、字大坪八六番一、八六番二、八七番一、八七番二、八八番一、八八番二、八九番一、九〇番、九一番、九二番四、九三番四、九四番四、一一七番一、一一八番、一二〇番一、一二〇番二、一二二番一、一二三番一、字沖一四九番三、一四九番四、一五〇番一、一五五番二、一五六番二、一五八番、一五九番、一六〇番一、一六〇番二、一六〇番三、一六一番一、一六一番二、一六二番一、一六二番二、一六三番、一六四番、一六五番一、一六五番二、一六六番一、一六六番二、一六七番、字東桜一六八番一、一六八番二、一六九番一、一七〇番一、一七一番一、一七一番二、一七二番一、一七二番二、一七三番一、一七三番四、一七四番一、一七四番三、一七四番四、一七五番一、一七五番三、字流八一番一地从先から字村後八五番二地从先まで道、字沖一五八番地先から一六〇番二地从先まで道、字東桜一七二番二地从先から一七三番四地从先まで道、字大坪一二三番一地从先から字沖一六六番一地从先まで水路、字沖一五八番地先から一六三番地先まで水路

二 許可を受けた者の所在地、名称及び代表者の氏名

岡山市東区光津七〇〇番地

岡山土地倉庫株式会社

代表取締役 末長 一範

三 許可年月日及び許可番号

令和五年十二月八日岡山県指令建指第二九一号

〔八七〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事のうち、公共施設に関する工事が完了した。

令和八年三月六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市西阿曾字流七五番三、七六番一、七七番一、八一番一、字村後八二番、八三番一、八四番一、八四番二、八五番一、八五番二、字大坪八六番一、八六番二、八七番一、八七番二、八八番一、八八番二、八九番一、九〇番、九一番、九二番四、九三番四、九四番四、一一七番一、一一八番、一二〇番一、一二〇番二、一二二番一、一二三番一、字沖一四九番三、一四九番四、一五〇番二、一五五番二、一五六番二、一五八番、一五九番、一六〇番一、一六〇番二、一六〇番三、一六一番一、一六一番二、一六二番一、一六二番二、一六三番、一六四番、一六五番一、一六五番二、一六六番一、一六六番二、一六七番、字東桜一六八番一、一六八番二、一六九番一、一七〇番一、一七一番一、一七一番二、一七二番一、一七二番二、一七三番一、一七三番四、一七四番一、一七四番三、一七四番四、一七五番一、一七五番三、字流八一番一地从先から字村後八五番二地从先まで道、字沖一五八番地先から一六〇番二地从先まで道、字東桜一七二番二地从先から一七三番四地从先まで道、字大坪一二三番一地从先から字沖一六六番一地从先まで水路、字沖一五八番地先から一六三番地先まで水路

二 公共施設の種別

道路、水路、緑地、消防の用に供する貯水施設

三 位置及び区域

開発登録簿記載のとおり（開発登録簿は、岡山県土木部都市局建築指導課において閲覧に供する。）

四 許可を受けた者の所在地、名称及び代表者の氏名

岡山市東区光津七〇〇番地

岡山土地倉庫株式会社

代表取締役 末長 一範

五 許可年月日及び許可番号

令和五年十二月八日岡山県指令建指第二九一号

「八八」政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札を実施する。

令和八年三月六日

岡山県知事 伊原木 隆 大

1 調達内容

- (1) 購入物品名及び数量
除雪トラック（7 t級専用車、4×4、路面整正装置付） 1台
- (2) 購入物品の特質等
入札説明書及び仕様書（以下「入札説明書等」という。）による。
- (3) 納入期限
令和9年3月25日（木）
- (4) 納入場所
入札説明書による。
- (5) 入札方法

入札金額は、調達物品の本体価格のほか、輸送費及び入札説明書等に記載する作業等納入に要する一切の諸経費を含めた額とする。ただし、入札説明書等で入札金額に含めないことと指示した費用がある場合はこれを除く。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

次の要件のいずれにも該当する者とする。

- (1) 令和7年度に県が発注する物品の調達契約であって地方公共団体の物品等又は特定業務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格（令和7年岡山県告示第197号（物品の売買、修理等の調達契約に係る競争入札の参加資格、資格審査の審査手続等。以下「資格告示」という。）に定める資格をいう。）を得ている者で、格付区分がAであるものであること。

- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

- (3) この公告の日から落札者が決定する日までの間において、岡山県物品の売買、修理等及び業務の提供の契約に係る入札参加資格審査要領（平成19年岡山県告示第332号）の規定による入札参加の停止の措置を物品の売買、修理等に関して受けている者でないこと。

- (4) この公告の日から落札者が決定する日までの間において、岡山県物品の売買、修理等及び業務の提供の契約に係る入札参加除外等要領に基づく入札参加除外の措置を物品の売買、修理等に関して受けている者でないこと。

- (5) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

3 競争入札参加資格の申請手続

この一般競争入札への参加を希望する者で、2(1)の資格を得ていないものは、資格

告示に基づき申請手続を行うこと。

(1) 申請先及び問い合わせ先

〒700-8570 岡山市北区内山下二丁目4番6号

岡山県出納局用度課管理班

電話 (086) 226-7537

(2) 申請期限

令和8年3月10日(火) 正午

4 契約条項を示す場所等

(1) 契約条項を示す場所、入札説明書等の交付場所及び問い合わせ先

〒700-8570 岡山市北区内山下二丁目4番6号

岡山県出納局用度課管理班 (岡山県庁地下1階)

電話 (086) 226-7537

(2) 入札説明書等の交付期間及び交付方法

ア 交付期間

令和8年3月6日(金) から同月17日(火) まで (岡山県の休日を定める条例

(平成元年岡山県条例第2号) 第1条第1項に規定する県の休日を除く。)

イ 交付方法

(1)の場所にて交付する。

また、郵送による交付を希望する場合は、交付に必要な期間を十分に考慮し、返信用封筒及び返信に必要な切手等を同封し、(1)の場所に請求すること。なお、交付する入札説明書等は、縦297ミリメートル、横210ミリメートル、重さ約150グラムであるので、注意すること。

(3) 入札書の提出方法

入札書の提出は、持参又は郵便若しくは信書便による送付(以下「郵送等」という。)によるものとする。

(4) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時

令和8年3月27日(金) 13時30分

ただし、郵送等による場合にあつては、令和8年3月26日(木) 17時を受領期限とする。

イ 場所

岡山市北区内山下二丁目4番6号

岡山県出納局用度課地下1階入札室

ただし、郵送等による場合にあつては、(1)の場所に提出するものとする。

ウ その他

持参の場合にあつては、入札開始前及び開札開始後においては、入札書の提出を受け付けない。

5 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、一般競争入札参加申出書及び入札説明書で指定する添付書類を令和8年3月17日(火) 17時までに、4(1)の場所に提出(郵送等によるものを含む。)しなければならない。

また、入札参加希望者は、契約担当者から提出した書類等に関し説明を求められた場合には、それに応じなければならない。

6 その他

(1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金
- (3) 契約保証金
岡山県財務規則第153条及び第155条の規定による。
- (4) 入札の無効
この公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札その他岡山県財務規則第140条各号に掲げる入札に係る入札書は、無効とする。
- (5) 契約書作成の要否
要
- (6) 落札者の決定方法
岡山県財務規則第137条第 1 項の規定により決定された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (7) その他
詳細は、入札説明書による。

7 Summary

- (1) Name and quantity of the products to be purchased :
Snowplow (7 t commercial vehicle, 4 x 4, stabilization device attached)
1 Unit
- (2) Delivery date :
By 25 March (Thursday) , 2027
- (3) Delivery place :
Specified in the bid explanation form
- (4) Time limit for tender :
1 :30 P.M. 27 March (Friday) , 2026
- (5) Contact point for the notice :
Okayama Prefectural Government Office, Treasury Bureau, Office
Supplies Division
2 - 4 - 6, Uchisange, Kita-ku, Okayama-shi, Okayama-ken, 700-8570,
Japan
TEL 086-226-7537

◎岡山県公安委員会規則第二号

交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。
令和八年三月六日

岡山県公安委員会

交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区に関する規則の一部を改正する規則

交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区に関する規則（平成六年岡山県公安委員会規則第八号）の一部を次のように改正する。
第六号の表山陽交番の項の次に次のように加える。

| | | |
|-------|----------------------|--|
| 桜が丘交番 | 赤磐市桜が丘西五丁目一一番一 一号 | 赤磐市のうち桜が丘東一丁目、桜が丘東二丁目、桜が丘東三丁目、桜が丘東四丁目、桜が丘東五丁目、桜が丘東六丁目、桜が丘西一丁目、桜が丘西二丁目、桜が丘西三丁目、桜が丘西四丁目、桜が丘西五丁目、桜が丘西六丁目、桜が丘西七丁目、桜が丘西八丁目、桜が丘西九丁目、桜が丘西十丁目、可真上、可真下、石蓮寺、稗田、野間、弥上、殿谷、岡、酌田、佐古、沢原 |
|-------|----------------------|--|

第六号の表可真駐在所の項及び桜が丘駐在所の項を削る。

第十八号の表新見駅前交番の項中「高尾」を「馬塚、上市の一部、高尾」に改め、同表上市駐在所の項を削り、同表千屋駐在所の項中「菅生」を「坂本、菅生」に改め、同表刑部駐在所の項中「二四六一の四」を「一五〇八番地一九」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第六号の表の改正規定は令和八年三月七日から、第十八号の表の改正規定（刑部駐在所の項の改正規定を除く。）は同年四月一日から施行する。

〔二〕平成六年九月三十日付け（号外）公布交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区に関する規則（岡山県公安委員会規則第八号）に誤りがあった。

| | |
|-----|----------------|
| 頁・行 | 一二・終わり から四 |
| 誤 | 和気郡吉永町吉永中三七七の一 |
| 正 | 和気郡吉永町吉永中三七七の六 |